

議事2

サービス量の見込みに関する専門委員会の報告

令和8年度 サービス量の見込みに関する専門委員会 開催状況

【開催日】

◆第1回 令和8年（2026年）6月 3日（水）

- 議題 （１）サービス量見込みの前提及び意義について
（２）第9期の基盤整備の現状と第10期の考え方について

◆第2回 令和8年（2026年）8月27日（木）

- 議題 （１）第10期介護保険事業計画における基盤整備について

【第2回議事要旨】

第1回専門委員会における議論等に基づき、第2回専門委員会において事務局から整備方針案を提案。委員からは、

○空床数の算定について

- ・空床数を令和7年4月1日時点のみで評価するのではなく、複数の時点を採用した方が、より実態に近く正確なものになるとの意見があった。

○特養ショートステイ転換について

- ・ショートステイは在宅支援上重要であり、転換時にはショートステイが不足している地域とそうでない地域で、優先度を付けるべきとの意見があった。

○小規模多機能型居宅介護について

- ・利用者の介護度や泊まりの利用状況等によっては、登録定員に満たなくても受け入れが困難な場合があり、「登録可能定員に余裕がある」という表現だけでは実態が反映されていないとの意見があった。
- ・在宅生活を支える重要サービスである一方、経営面の課題が大きいことが共有された。

○有料老人ホーム等について

- ・医療依存度の高い利用者受入体制や主治医変更など運営上の課題が指摘された。
- ・サービスの質や利用者の処遇に関する評価体制の必要性について意見があった。

等の意見があり、最終的に事務局提案の整備方針が了承された。

【第10期の整備方針】

入所系施設については、待機者の状況や既存施設の利用状況を踏まえると、さらなる整備の必要性は低いものと考えられる。

一方で、今後のサービス需要の増加に対応するため、第10期においては、既存施設の転換・有効活用を基本としつつ、在宅生活を支える地域密着型サービスの充実を図りながら、計画的な基盤整備を進めることとする。

第10期 介護サービス基盤整備について(事務局 案)

種 別	単位	令和8年度末 (予定)	第10期計画数	令和11年度末 (目標)
特別養護老人ホーム	床	2,617	4	2,621
うち広域型	床	2,090	4	2,094
うち地域密着型	床	527	0	527
介護老人保健施設	床	2,011	0	2,011
介護医療院	床	782	39	821
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	床	1,205	18	1,223
特定施設入居者生活介護	床	1,816	206	2,022
うち介護専用型	床	30	0	30
うち地域密着型	床	10	0	10
うち混合型	床	1,776	206	1,982
小規模多機能型居宅介護	事業所	43	3	46
看護小規模多機能型居宅介護	事業所	11	3	14
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所	13	0	13
養護老人ホーム	床	440	0	440
軽費老人ホーム	床	692	0	692

※特別養護老人ホームの転換については、地域密着型特別養護老人ホームでの整備分と併せて広域型に計上している。

令和8年度 第2回

熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

サービス量の見込みに関する専門委員会資料



令和8年8月27日
【令和8年9月8日修正】

熊本市

第 10 期介護保険事業計画における基盤整備について

介護サービス基盤の整備計画について

- 計画の策定にあたっては、施設入所待機者や高齢者人口等（需要）の見込みを算出したうえで、適正な基盤整備数（供給）を算定する必要がある。
- 本市が実施した各施設への利用実態アンケートによれば、職員及び利用者確保の難しさ、他事業者との競争、人件費や物価の高騰等の理由により、法人・施設の経営が困難になっていると考える事業者が多いことから、本計画においても事業者の経営面に配慮しつつ整備量を検討する必要がある。
- 社会保障審議会介護保険部会においては、介護人材不足の深刻化を踏まえた安定的なサービス提供体制の確保に向け、事業者の連携・協働化や大規模化による経営基盤の強化と生産性向上が求められており、本市においても、こうした方向性を踏まえ、実効性のある整備計画の検討を行う必要がある。
- 加えて、有料老人ホームやサ高住等の高齢者住まいは、多様な介護ニーズの受け皿として、介護サービスの提供の場となっており、終の住処としての役割も増しており、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の場合、人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行を促すことが必要であるとされている。
- 要介護（要支援）認定者数（以下「認定者数」という。）は、第 1 号被保険者数の増加に伴い、介護保険制度開始時点と比較して約 3.2 倍に増加している。近年においては、新型コロナウイルス感染症の影響や介護予防事業の推進等により一時的に横ばい傾向で推移していたものの、直近では再び増加傾向にある。また、令和 3 年度以降は認定率の低下が見られ、令和 6 年度以降はおおむね 20% 台半ばで推移している。
- 本市の人口は今後減少が見込まれる一方で、高齢化の進展により高齢者人口は 2040 年においても増加が続くと予測され、これに伴い、要介護認定者数及び認知症高齢者数の増加が見込まれる。
- 整備数算出の基礎となる入所待機者調査、利用実態アンケートは令和 7 年 4 月時点を使用。これと比較する要介護認定者数は、令和 7 年 3 月末時点を使用する。なお、令和 7 年 3 月末の要介護認定者は 29,443 人、要介護 3 以上の認定者は 12,767 人（2 ページ「要介護（要支援）認定者・認定率の推移（第 1 回サービス量委員会資料）」参照）。
- 第 10 期の期間に増加する要介護認定者数（令和 11 年度末－令和 8 年度末で算出）は、2,176 人、要介護 3 以上の認定者数は、921 人（2 ページ「要介護（要支援）度別認定者数の推計」参照）。

参 考：要介護（要支援）認定者・認定率の推移（第1回サービス量委員会資料）

	H12 (2000) 4月末	H15 (2003) 3月末	H18 (2006) 3月末	H21 (2009) 3月末	H24 (2012) 3月末	H27 (2015) 3月末	H30 (2018) 3月末	R3 (2021) 3月末	R6 (2024) 3月末	R7 (2025) 3月末	R8 (2026) 1月末
第1号被保険者数 a	105,579人	115,883人	123,906人	135,507人	155,587人	173,538人	185,267人	194,134人	199,384人	200,593人	201,681人
要介護（要支援） 認定者数 （再掲：第1号被 保険者 b）	13,069人 (12,707)	19,373人 (18,802)	22,880人 (22,177)	25,241人 (24,509)	31,964人 (31,079)	37,984人 (37,161)	40,709人 (39,895)	41,807人 (41,063)	41,661人 (40,953)	41,944人 (41,261)	42,247人 (41,594)
要支援1 （旧要支援）	1,925人 (1,907)	3,029人 (2,998)	4,914人 (4,822)	4,595人 (4,523)	4,667人 (4,582)	6,177人 (6,085)	6,676人 (6,584)	6,950人 (6,869)	6,339人 (6,257)	6,229人 (6,169)	6,160人 (6,101)
要支援2				3,929人 (3,810)	4,885人 (4,757)	5,445人 (5,338)	5,719人 (5,614)	5,679人 (5,580)	6,140人 (6,040)	6,272人 (6,162)	6,501人 (6,397)
要介護1	4,476人 (4,377)	7,851人 (7,619)	7,940人 (7,664)	4,841人 (4,697)	6,420人 (6,256)	8,768人 (8,576)	9,659人 (9,471)	10,185人 (10,004)	9,373人 (9,245)	9,542人 (9,425)	9,623人 (9,512)
要介護2	2,033人 (1,952)	2,778人 (2,650)	2,792人 (2,692)	3,699人 (3,556)	5,519人 (5,313)	5,942人 (5,787)	6,392人 (6,229)	6,580人 (6,443)	7,050人 (6,899)	7,134人 (6,976)	7,167人 (7,021)
要介護3	1,639人 (1,581)	1,867人 (1,809)	2,826人 (2,741)	3,303人 (3,206)	3,693人 (3,592)	4,201人 (4,122)	4,498人 (4,407)	4,801人 (4,718)	4,773人 (4,695)	4,716人 (4,640)	4,734人 (4,658)
要介護4	1,549人 (1,503)	1,922人 (1,873)	2,298人 (2,229)	2,372人 (2,307)	3,449人 (3,366)	3,989人 (3,886)	4,276人 (4,195)	4,470人 (4,386)	4,893人 (4,798)	4,958人 (4,867)	4,920人 (4,842)
要介護5	1,447人 (1,387)	1,926人 (1,853)	2,110人 (2,029)	2,502人 (2,410)	3,331人 (3,213)	3,462人 (3,367)	3,489人 (3,395)	3,142人 (3,063)	3,093人 (3,019)	3,093人 (3,022)	3,142人 (3,063)
認定率 b/a	12.04%	16.22%	17.90%	18.09%	19.98%	21.41%	21.53%	21.15%	20.54%	20.57%	20.62%

令和7年3月末時点の要介護認定者数

→ 29,443人

要介護3以上の認定者数

→ 12,767人

参 考：要介護（要支援）度別認定者数の推計

	R8.1 (実績値)	R9.3 ① (第9期末)	R9.9	R10.9	R11.9	R12.3 ② (第10期末)	R12.9	第10期 増加数 ②－①
要支援1	6,160	6,293	6,350	6,529	6,709	6,800	6,890	507
要支援2	6,501	6,558	6,583	6,752	6,923	7,008	7,093	450
要介護1	9,623	9,820	9,904	10,165	10,425	10,556	10,686	736
要介護2	7,167	7,340	7,414	7,592	7,770	7,859	7,948	519
要介護3	4,734	4,889	4,956	5,070	5,183	5,239	5,295	350
要介護4	4,920	5,071	5,135	5,251	5,370	5,429	5,487	358
要介護5	3,142	3,225	3,260	3,331	3,401	3,438	3,474	213
計	42,247	43,196	43,602	44,690	45,781	46,329	46,873	3,133

※令和8年1月は実績値、各年度の9月末現在は推計値。

①と②は、前後の時期の数値を比例させて計算したもの。

第10期における要介護認定者の増加数

→ 2,176人

第10期における要介護3以上の認定者の増加数

→ 921人

【現状等】

- 国においては、特別養護老人ホームへの入所要件を原則として要介護3以上としている。ただし、要介護1・2であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的な入所を認めることとされている。
- 広域型特別養護老人ホームがない日常生活圏域は4圏域（中央区が3圏域、北区が1圏域）
- 広域型・地域密着型特別養護老人ホームのどちらもない日常生活圏域は3圏域（中央区が3圏域）
- 特別養護老人ホーム入所者実態調査（4ページ下段の表参照、令和8年1月時点：令和6・7年実績 有効回答者数1,329人）によると、待機期間の平均は約6.6か月（平成29年調査は約15ヶ月、令和2年調査は約11.7ヶ月、令和5年調査は約8.5ヶ月）であり、待機期間の内訳は、1ヶ月以内で入所できた待機者が約38%、2ヶ月以内が約53%、半年以内が約77%、1年以内が約87%であった。
- 熊本県が実施した入所申込者状況調査（4ページ上段の表参照）によると、令和7年（2025年）4月時点の在宅待機者（居所が在宅（有料老人ホーム等は除く）であり、要介護3以上の申込者）は、88人であった。
- 令和7年4月時点の特別養護老人ホームの床数は2,547床。令和7年（2025年）4月以降に整備される特別養護老人ホームは80床、定員変更による減床が▲10床のため、70床整備される見込み。
- 令和7年（2025年）4月時点の特別養護老人ホームの稼働率は約92.8%であった。〔 $(2,315\text{床}-167\text{床}) \div 2,315\text{床} \div 92.8\%$ 〕
- 本市が実施した利用実態アンケート〔52事業所（2,315床分）が回答/全56事業所（2,547床）〕によると、令和7年（2025年）4月時点での空床は、回答があった事業所について合計すると167床であった。これを全事業所分の床数に直すと、約184床となる。調査合計167床 ×（全床数2,547床 ÷ 回答事業所床数2,315床） ÷ 184床〕
- 令和7年4月における要介護3以上の認定者の特別養護老人ホームの利用率は、18.51%〔 $(2,547\text{床}-184\text{床}) \div 12,767\text{人（1ページ再掲）} \div 18.51\%$ 〕
- 特別養護老人ホームにおける要介護3以上の入所者の割合は、98.87%。
- 特別養護老人ホームの経営の安定化等の理由により、ショートステイの転換希望が上がっている。
- 以上のことから、特別養護老人ホームの待機者は存在するものの一定期間で解消が図られており、調査時点以降に新たな施設も開設される見込みであることから、現時点においてさらなる整備の必要性は低いと考えられる。

（※待機者88人－整備予定70床－空床184床＝－166床）

- しかし、今後 85 歳以上の人口の割合が増加し、要介護 3 以上の高齢者が増える
と予測されることを踏まえ、次期計画においてはその増加分を見込む必要がある。

・入所申込者状況調査結果（令和 7 年（2025 年）4 月時点）

◆特別養護老人ホーム待機者（単位：人）

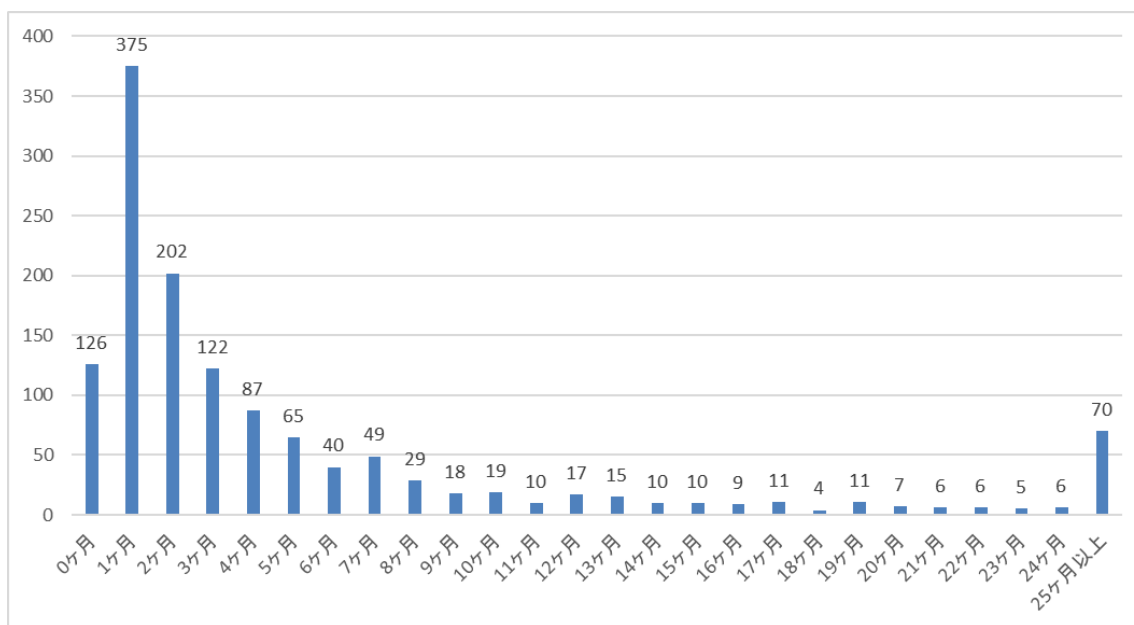
	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ以上	
要介護1			1			1
要介護2		2	1		1	4
要介護3		7	13	15	4	39
要介護4	1	1	11	12	11	36
要介護5	2	2	3	3	3	13
計	3	12	29	30	19	93

※待機者数は、熊本県が実施した「特別養護老人ホーム入所申込者状況調査結果」による

※複数の施設（特養）に申込をしている重複を除く

※在宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く）の待機者のみを計上

・特別養護老人ホーム入所者実態調査より（2024～2025 年入所・有効回答者 1,329 人）



※本市が実施した特別養護老人ホーム入所者実態調査（令和 8 年 1 月時点）による

※申込時点で要介護 3 以上の者に限る。

【整備方針（案）】

- 第 10 期における特別養護老人ホーム要入所者の増加数は170人の見込み。
〔921 人（1 ページ再掲）×18.51%（3 ページ再掲）≒170 人〕
- 第 10 期においては、特別養護老人ホームへの入居が見込まれる要介護認定者数の令和 11 年度（2029 年度）までの増加見込み170人に対し、第 9 期末までの整備に伴う剰余分166床（3 ページ再掲）を差し引くと、第 10 期は4床不足となる。
- このため、特別養護老人ホームを新設する場合は、一般的に経営の安定性等の観点から 60 床規模での整備が基本となることを踏まえると、新設による対応は過剰整備となるおそれがあり、当該方法による整備は行わないものとする。
- 一方で、本市が実施した利用実態アンケートにおいて、経営安定化のためにショートステイから特養への転換希望があることから、不足分4床をショートステイからの転換により整備するものとする。
- なお、ショートステイからの転換については、小規模であり必要性が高いとされる 29 床以下の地域密着型特別養護老人ホームを優先する。

【整備数（案）】

（単位：床）

	R8(2026) 末 (予定)	R9(2027) 整備数	R10(2028) 整備数	R11(2029) 整備数	期間合計	R11(2029) 末 (見込み)
特養整備数合計	2,617	0	4	0	4	2,621
広域型特養	2,090	0	4	0	4	2,094
(うち新設)		0	0	0	0	
(うち増床)		0	0	0	0	
(うち転換)		0	4	0	4	
地域密着型特養	527	0	0	0	0	527

※広域型で計上している転換については、地域密着型の施設でも可能とする。

(2) 特定施設入居者生活介護事業所 《総量規制対象》

【住宅型を含む有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の現状】

- 有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出制による民間企業を活用した高齢者の住まいである。
- 令和8年（2026年）3月31日時点の本市に届出がある有料老人ホームの数は、176か所（定員7,041床）であり、類似する高齢者の住まいであるサービス付き高齢者向け住宅の数は、67か所（定員2,214戸）である。なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち43か所が特定施設入居者生活介護の指定を受けている。
- 令和5年度（2023年度）末から令和7年度（2025年度）末の2年間で有料老人ホームは約800床増加し、サービス付き高齢者向け住宅は約150戸増加するなど、依然として、急激な増加が続いている。
- 各事業所から本市に提出された令和7年（2025年）7月1日時点の重要事項説明書の集計結果によると、要介護度が3～5のような中重度の入居者を中心に受け入れる施設（要介護度3～5の入居者の数が定員（戸数）の50%を超える施設の定員（戸数）の割合）が38.6%であった。
- 本市が実施した利用実態アンケートによると、17施設（667床分）の有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅から特定施設への移行の希望（検討中を含む）があった。

【特定施設入居者生活介護の現状】

- 特定施設入居者生活介護事業所（以下「特定施設」という。）がない日常生活圏域は5圏域。
- 本市が実施した入所申込者状況調査によると、令和7年（2025年）4月時点の在宅待機者（居所が在宅（有料老人ホーム等は除く）であり、要介護1以上の申込者は、34人であった（8ページ上段の表参照）。
- 特別養護老人ホームの待機者の中で要介護2以下の者のうち、グループホームで入居相当としている認知症日常生活自立度Ⅱ以上でもなく、特定施設の入居相当となる要介護1以上の者は2人であった。（8ページ下段の表参照）。
- グループホームの待機者の中で認知症日常生活自立度Ⅰ以下の者のうち、特定施設の入居相当となる要介護1以上の者は3人であった（9ページ上段の表参照）。
- 令和7年4月時点の特定施設の床数（実際の床数ベース）は2,144床。令和7年（2025年）4月以降に整備予定の特定施設は117床（創設38床、転換79床）である。
- 本市が実施した利用実態アンケート〔41事業所（1,947床分）が回答/全45事業所（2,144床）〕によると、令和7年（2025年）4月時点での空床は、回答があった事業所について合計すると170床であった。これを全事業所分の

床数に直すと、約187床となる。

〔調査合計170床 × (全床数2,144床 ÷ 回答事業所床数1,947床) ÷ 187床〕

- 前述の結果を特定施設の空床率として表すと、8.7%となっている。
- 令和7年(2025年)7月1日時点の重要事項説明書等の集計結果によると本市の特定施設の利用者のうち要介護者が占める割合は、79.2%であった。
- 令和7年4月における要介護認定者の特定施設の利用率は、5.264%
〔(2,144床－187床) × 79.2% ÷ 29,443人(1ページ再掲) ÷ 5.264%〕
- 以上のことから、特定施設の待機者は存在するものの、調査時点以降に多くの施設が開設される見込みであることから、現時点においてさらなる整備の必要性は低いと考えられる。

〔※待機者34人＋2人＋3人－((創設予定38床＋(転換予定79床×8.7%)＋空床187床)×79.2%) ÷ －145床〕

- しかし、今後85歳以上の人口の割合が増加し、要介護者が増えると予測されることを踏まえて、次期計画においては、その増加分を見込む必要がある。
- また、国の社会保障審議会介護保険部会において示された「介護保険制度の見直しに関する意見」において『入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の場合、人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行を促すことが必要である』とされている。

【サービスごとの現状】

(ア) 特定施設入居者生活介護事業所(介護専用型)

- 第9期においては、介護専用型の特定施設は特別養護老人ホームやグループホームと類似した施設であることから、これらの施設を整備することを優先し、新たな整備は行わなかった。

(イ) 特定施設入居者生活介護事業所(地域密着型)

- 特定施設入居者生活介護事業所(介護専用型)と同様に、特別養護老人ホームやグループホームと類似した施設であることから、これらの施設を整備することを優先し、新たな整備は行わなかった。

(ウ) 特定施設入居者生活介護事業所(混合型)

- 本市では、特定施設の待機者解消については、以前より混合型の事業所を整備することで対応してきた。
- 第9期においては、特別養護老人ホームと混合型の特定施設について一体的な整備を行い、概ね整備目標を達成した。

・入所申込者状況調査結果（令和7年（2025年）4月時点）

◆特定施設待機者

（単位：人）

	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ以上	
なし	7					7
要支援1	3	1		1		5
要支援2	4	3				7
要介護1	2	4	7	2		15
要介護2	1	3	3	3		10
要介護3	1		1	3	1	6
要介護4		1				1
要介護5			2			2
計	18	12	13	9	1	53

※複数の施設（特定）に申込をしている重複を除く

※在宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く）の待機者のみを計上

◆特別養護老人ホーム待機者（再掲）

（単位：人）

	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ以上	
要介護1			1			1
要介護2		2	1		1	4
要介護3		7	13	15	4	39
要介護4	1	1	11	12	11	36
要介護5	2	2	3	3	3	13
計	3	12	29	30	19	93

※待機者数は、熊本県が実施した「特別養護老人ホーム入所申込者状況調査結果」による

※複数の施設（特養）に申込をしている重複を除く

※在宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く）の待機者のみを計上

◆グループホーム

(単位:人)

	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	II	III	IV以上	
要支援2		1				1
要介護1		1	9	5		15
要介護2		2	11	5	4	22
要介護3			3	3	6	12
要介護4				1	1	2
要介護5				3	2	5
計	0	4	23	17	13	57

※複数の施設(GH)に申込をしている重複を除く

※在宅(有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く)の待機者のみを計上

【整備方針(案)】

- 第10期における特定施設要入居者の増加数は115人の見込み。
〔2,176人(1ページ再掲)×5.264%(7ページ再掲)≒115人〕
- 特定施設への移行希望は667床分(6ページ再掲)が確認された。
- 一方で、特定施設への転換には人員配置や施設基準を満たす必要があることに加え、事業者の経営判断も伴うとともに、入居者の要介護度の状況を見ると、中重度(要介護3以上)の入居者を中心とする施設は約38.6%にとどまっており、すべての施設が特定施設への移行を促進する対象となるものとは限らない。
- 既存の住宅型有料老人ホーム等から特定施設への移行については、特定施設への移行希望がある667床に対して、中重度(要介護3以上)の入居者を中心とする施設(約38.6%)を対象に、有料老人ホーム等からの移行促進分として206床〔667床×38.6%×0.8≒206床〕の移行を見込むこととする。
※0.8は混合型の実際の床数から特定施設の床数にする際の係数
- 第10期については、特定施設要入居者の増加見込数115人に対し、第9期末までの整備における剰余分が145床(7ページ再掲)であることから、差し引き30床の供給余力が見込まれる。
- 住宅型有料老人ホーム等が増加し続けており、かつ、第10期において床数の不足が生じないことから、新設の必要性は薄いと思われる。
- これらを踏まえ、第10期では、有料老人ホーム等からの移行促進分として、既存の住宅型有料老人ホーム等からの転換によってのみ、206床を整備する。
- なお、現在、国において有料老人ホームの登録制導入等の制度見直しが検討されており、民間事業者における事業参入の判断に影響を与えている。このため、計

画初年度は当該動向を見極める期間とし、制度の方向性が明確となる後年次において段階的に整備を進めるものとする。

【整備数（案）】

（単位：床）

	R8(2026)末 (予定)	R9(2027) 整備数	R10(2028) 整備数	R11(2029) 整備数	期間合計	R11(2029)末 (見込み)
特定施設整備数合計	1,816	0	103	103	206	2,022
〔うち介護専用型〕	30	0	0	0	0	30
〔うち地域密着型〕	10	0	0	0	0	10
〔うち混合型〕	1,776	0	103	103	206	1,982

※新規整備は、既存の住宅型有料老人ホーム等からの転換のみとする。

※介護専用型と地域密着型については、混合型への転換を可能とする。

（３）グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

《総量規制対象》

【現状等】

- グループホームは一つの日常生活圏域を除き整備されている。なお、整備されていない小学校区は 28 校区。
- 本市が実施した入所申込者状況調査（11 ページ上段の表参照）によると、令和 7 年（2025 年）4 月時点の在宅待機者（居所が在宅（有料老人ホーム等は除く）であり、要介護 1 以上で認知症自立度Ⅱ以上の申込者）は53 人であった。
- これに、特別養護老人ホームの申込者のうち要介護 1・2 で認知症自立度Ⅱ以上の者（3 人：11 ページ中段の表参照）を加えた合計は56 人であった。
- 令和 7 年（2025 年）4 月以降に整備予定のグループホームは18 床であるが、廃止も18 床であった。
- 本市が実施した利用実態アンケート〔60 事業所（909 床分）が回答/全 82 事業所（1,205 床）〕によると、令和 7 年（2025 年）4 月時点での空床は、回答があった事業所について合計すると88 床であった。これを全事業所分の床数に直すと、約 117 床となる。なお、半数弱にあたる 29 事業所で空床がなかった。
〔調査合計 88 床 ×（全床数 1,205 床 ÷ 回答事業所床数 909 床） ÷ 117 床〕
- 令和 7 年 4 月における要介護認定者のグループホームの利用率は、3.695%〔（1,205 床－117 床）÷ 29,443 人（1 ページ再掲） ÷ 3.695%〕
- 以上のことから、グループホームの待機者は存在するものの、一定の空床が確保されていることから、現時点においてさらなる整備の必要性は低いと考えられる。
（※待機者 56 人－整備予定 0 床－空床 117 床＝－61 床）
- しかし、今後 85 歳以上の人口の割合が増加し、認知症高齢者が増えると予測されることを踏まえて、次期計画においては、その増加分を見込む必要がある。

・入所申込者状況調査結果（令和 7 年（2025 年）4 月時点）

◆グループホーム（再掲）

（単位：人）

	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	II	III	IV 以上	
要支援2		1				1
要介護1		1	9	5		15
要介護2		2	11	5	4	22
要介護3			3	3	6	12
要介護4				1	1	2
要介護5				3	2	5
計	0	4	23	17	13	57

※複数の施設（GH）に申込をしている重複を除く

※在宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く）の待機者のみを計上

◆特別養護老人ホーム待機者（再掲）

（単位：人）

	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	II	III	IV 以上	
要介護1			1			1
要介護2		2	1		1	4
要介護3		7	13	15	4	39
要介護4	1	1	11	12	11	36
要介護5	2	2	3	3	3	13
計	3	12	29	30	19	93

※待機者数は、熊本県が実施した「特別養護老人ホーム入所申込者状況調査結果」による

※複数の施設（特養）に申込をしている重複を除く

※在宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く）の待機者のみを計上

【整備方針（案）】

- 第 10 期におけるグループホーム要入居者の増加数は80 人の見込み。
〔2,176 人（1 ページ再掲）×3.695%（10 ページ再掲）≒ 80 人〕
- 新設については、グループホームがない日常生活圏域および小学校区に優先的に整備する。
- 第 10 期については、グループホームへの入居が見込まれる要介護認定者の令和 11 年度（2029 年度）までの増加分80 人から第 9 期末までの整備における剰余分の61 床（10 ページ再掲）を差し引けば、19 床となる。
- 本市が実施した利用実態アンケートにおいて新設や増床を希望する施設がある

ことを踏まえ、第 10 期においてもグループホームの新規整備を行うこととし、事前協議では 2 ユニットでの整備を希望する事業者が多いことから、9 (床) × 2 (ユニット) = 18 床の整備を行う。

【整備数 (案)】

(単位: 床)

	R8(2026)末 (予定)	R9(2027) 整備数	R10(2028) 整備数	R11(2029) 整備数	期間合計	R11(2029)末 (見込み)
グループホーム	1,205	0	18	0	18	1,223

(4) 介護老人保健施設 ≪総量規制対象≫

【現状】

- 本市が実施した利用実態アンケート〔22 施設 (1, 642 床分) が回答/全 27 施設 (2, 021 床)〕によると、令和 7 年 (2025 年) 4 月時点での空床は、回答があった事業所について合計すると 245 床であった。これを全事業所分の床数に直すと、約 302 床となる。

〔調査合計 245 床 × (全床数 2,021 床 ÷ 回答事業所床数 1,642 床) ÷ 302 床〕

- 前述の結果を介護老人保健施設の稼働率として表すと、85%となる。

【整備方針 (案)】

- 高齢者数は増加しているが、介護老人保健施設のサービス量は概ね充足していると考えられることから、第 9 期と同様に新たな整備は行わない。

【整備数 (案)】

(単位: 床)

	R8(2026)末 (予定)	R9(2027) 整備数	R10(2028) 整備数	R11(2029) 整備数	期間合計	R11(2029)末 (見込み)
介護老人保健施設	2,011	0	0	0	0	2,011

（５）介護医療院 ≪総量規制対象≫

【現状】

- 熊本県療養病床・介護医療院連絡協議会が実施した利用実態アンケート〔16 施設（702床分）が回答/全 18 施設（782床）〕によると、令和 7 年（2025 年）4 月時点での空床は、回答があった事業所について合計すると77床であった。これを全事業所分の床数に直すと、約86床となる。
〔調査合計 77 床 ×（全床数 782 床 ÷ 回答事業所床数 702 床） ÷ 86 床〕
- 前述の結果を介護医療院の稼働率として表すと、89%となっている。
- また、当該アンケートでは、療養病床を持つ医療機関から療養病床の転換希望が39床あった。
- なお、国の社会保障審議会医療保険部会において、医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用を都道府県が助成する「病床転換助成事業」の見直しが議論されるなどしており、新たな地域医療構想の動向を注視する必要がある。

【整備方針（案）】

- 高齢者数は増加しているが、介護医療院のサービス量は概ね充足していると考えられる。しかしながら、現在検討されている新たな地域医療構想との整合性を考慮するとともに、転換希望が 39 床あることから、療養病床からの転換により39床新たに整備することとする。

【整備数（案）】

（単位：床）

	R8(2026)末 （予定）	R9(2027) 整備数	R10(2028) 整備数	R11(2029) 整備数	期間合計	R11(2029)末 （見込み）
介護医療院	782	0	39	0	39	821

（６）小規模多機能型居宅介護事業所

【現状】

- 令和 8 年度（2026 年度）末の予定施設数は 43 か所（中央区 6、東区 12、西区 8、南区 9、北区 8）であり、小規模多機能型居宅介護事業所がない空白の日常生活圏域が 5 か所ある。
- 1 事業所当たりの利用者は、登録可能定員（最大 29 人）に対して、約17人（利用者数/事業所数）であった。
- 第 9 期の整備計画では、施設整備に係る補助単価の見直しを実施した上で2事業所を公募したものの、応募事業者が少なく、採択は1事業所にとどまった。
- また、経営上の判断から、事業所を廃止せざるを得ない事業所や看護小規模多機

能型居宅介護事業所へ転換した事業所があり、令和6年4月時点と比較して5事業所（うち2事業所は看護小規模多機能型居宅介護事業所への転換）減少する見通しである。

【整備方針（案）】

- 市全体の平均では、各事業所の利用定員にある程度余裕が生じているため、現時点での利用者のニーズに対しては概ね対応できていると考えられる。
- 一方で、本サービスは中重度の要介護高齢者の在宅生活を支援する地域包括ケアの拠点となるサービスである。
- 今後の要介護高齢者の増加を見据えるとともに、多様な介護サービスを提供する体制を維持・確保してくためには、計画的な基盤整備を進めていく必要がある。
- 公募の期間を長く設けるため、前倒しで整備を進めるとともに、第9期と同様サテライトの事業所についても整備を可能とする。
- 第10期については、第9期において廃止された事業所数（看護小規模多機能型居宅介護事業所へ転換した事業所を除く）、3事業所を整備するものとする。整備にあたっては空白の圏域を優先するが、当該圏域での希望がない場合は、他の圏域での事前協議について採択するものとする。

【整備数（案）】

（単位：事業所）

	R8(2026)末 (予定)	R9(2027) 整備数	R10(2028) 整備数	R11(2029) 整備数	期間合計	R11(2029)末 (見込み)
小規模多機能型居宅介護事業所	43	3	0	0	3	46

（7）看護小規模多機能型居宅介護事業所

【現状】

- 第9期において、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、補助金を活用しない事業者による整備があり、令和8年度（2026年度）末の予定事業所数は整備目標数と同数の11か所（中央区1、東区4、西区1、南区1、北区4）である。
- しかしながら、配置に偏りがあり、前期目標数の根拠である各区2か所以上は、達成できていない状況のため、引き続き各区2か所以上を目指していく必要がある。

【整備方針（案）】

- 本サービスは、医療系のニーズに対応でき、中重度の要介護高齢者の在宅生活を支援する地域包括ケアの拠点となるサービスである。

- 今後、中重度の要介護者の増加に伴い、本サービスのニーズが高まることが想定されるため、計画的な基盤整備を進める必要がある。
- 第9期において補助金を活用しない民間の活力による整備が進んだことを踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護事業所が既に2か所以上された行政区（東区、北区）の整備については、補助金を交付しない。
- 第10期については、整備の偏りを解消することを優先し、行政区に1か所しか整備されていない中央区・西区・南区を対象に3事業所を整備する。
- 公募の期間を長く設けるため、前倒しで整備を進めるとともに、第9期と同様サテライトの事業所についても整備を可能とする。

【整備数（案）】

（単位：事業所）

	R8(2026)末 (予定)	R9(2027) 整備数	R10(2028) 整備数	R11(2029) 整備数	期間合計	R11(2029)末 (見込み)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	11	3	0	0	3	14

（8）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

【現状】

- 令和8年度（2026年度）末の事業所数は、公募による整備に加え、補助金を活用しない事業者による新設もあり、目標数以上の整備が進み、13箇所（中央区3、東区2、西区1、南区4、北区3）となっている。

【整備方針（案）】

- 本サービスは、医療系のニーズに対応でき、中重度の要介護高齢者の在宅生活を支援する地域包括ケアの拠点となるサービスである。
- 第9期において補助金を活用しない民間の活力による整備が進んだことを踏まえ、補助金を交付して整備を行う必要性は高くないと考えられる。このため、補助金交付による整備は行わないものとする。

【整備数（案）】

（単位：事業所）

	R8(2026)末 (予定)	R9(2027) 整備数	R10(2028) 整備数	R11(2029) 整備数	期間合計	R11(2029)末 (見込み)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13	0	0	0	0	13

(9) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く）

【現状】

- 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅については、民間主体による参入が進み、急激な施設数の増加が続いている。
- これらの施設は、中重度の要介護者の受け入れが進んでいることから、特別養護老人ホーム等の入所待機者の減少にも一定の影響を与えていると考えられる。
- 現在も、有料老人ホーム設置計画に伴う事前申出をしている法人が複数あり、今後も施設数は増加していく見込み。

【特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の状況】

老人福祉法第 29 条第 11 項に基づき徴取した重要事項説明書（令和 7 年（2025 年）7 月 1 日時点）に基づく数値は以下の通り。

	回答施設数	対象施設数	回答率 (施設数ベース)	回答定員数 (床数,戸数)	対象定員数 (床数,戸数)	回答率 (定員ベース)
住宅型有料老人ホーム	139	143	97.2%	5,320床	5,389床	98.7%
サービス付き高齢者向け住宅	35	54	64.8%	1,198戸	1,733戸	69.1%

	住宅型有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅	
	入居人数	割合	入居人数	割合
自立	37人	0.9%	118人	9.6%
要支援1	46人	1.1%	107人	8.7%
要支援2	44人	1.0%	109人	8.9%
要介護1	683人	16.0%	328人	26.9%
要介護2	867人	20.4%	249人	20.3%
要介護3	901人	21.2%	138人	11.3%
要介護4	1,062人	24.9%	107人	8.7%
要介護5	620人	14.5%	69人	5.6%
計	4,260人	—	1,225人	—

(1 0) 養護老人ホーム

【現状】

- 市内には 7 か所（総床数 440 床）の養護老人ホームがあり、うち 4 か所（200 床：特定施設の床数としては 160 床）が特定施設入居者生活介護の指定を受けている。

- 令和 8 年 4 月 1 日現在、養護老人ホーム連絡協議会の調査によれば空床は 71 床（充足率：約 83.9%）であり、必要な施設数は確保できていると考える。

【整備方針（案）】

- 必要な施設数は確保できていると考えられるため、新たな整備は行わない。
- 要介護認定を受けた入所者の増加に対応するため、既存施設については特定施設入居者生活介護（混合型）の指定についても可能とする。なお、施設整備事前協議においては、有料老人ホームと同じ枠で募集を行うものとする。

【整備数（案）】

（単位：床）

	R8(2026)末 (予定)	R9(2027) 整備数	R10(2028) 整備数	R11(2029) 整備数	期間合計	R11(2029)末 (見込み)
養護老人ホーム	440	0	0	0	0	440

（１１）軽費老人ホーム

【現状】

- 市内には 18 か所（総床数 692 床）の軽費老人ホームがあり、令和 8 年 4 月 1 日現在、本市の調査によれば空床は 28 床（充足率：約 96.0%）である。
- 有料老人ホーム等の代替サービスもあり、必要な施設数は確保できていると考える。

【整備方針（案）】

- 必要な施設数は確保できていると考えられるため、新たな整備は行わない。
- 要介護認定を受けた入所者の増加に対応するため、既存施設については特定施設入居者生活介護（混合型）の指定についても可能とする。なお、施設整備事前協議においては、有料老人ホームと同じ枠で募集を行うものとする。

【整備数（案）】

（単位：床）

	R8(2026)末 (予定)	R9(2027) 整備数	R10(2028) 整備数	R11(2029) 整備数	期間合計	R11(2029)末 (見込み)
軽費老人ホーム	692	0	0	0	0	692

第10期 介護サービス基盤整備について(事務局 案)

種 別	単位	令和8年度末 (予定)	第10期計画数	令和11年度末 (目標)
特別養護老人ホーム	床	2,617	4	2,621
うち広域型	床	2,090	4	2,094
うち地域密着型	床	527	0	527
介護老人保健施設	床	2,011	0	2,011
介護医療院	床	782	39	821
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	床	1,205	18	1,223
特定施設入居者生活介護	床	1,816	206	2,022
うち介護専用型	床	30	0	30
うち地域密着型	床	10	0	10
うち混合型	床	1,776	206	1,982
小規模多機能型居宅介護	事業所	43	3	46
看護小規模多機能型居宅介護	事業所	11	3	14
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所	13	0	13
養護老人ホーム	床	440	0	440
軽費老人ホーム	床	692	0	692

※特別養護老人ホームの転換については、地域密着型特別養護老人ホームでの整備分と併せて広域型に計上している。